

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年 7月 5日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 2 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	サービス建屋シャワードレン系サンプポンプ電動機(B)電源ケーブルの電線管接合部において、腐食が認められたため、当該電線管を修理。	GIII	
2	その他	労働安全衛生法に基づく検査実施計画表・実績表において、過去に提出した計画表(平成25年度分)および実績表(平成24年度第3・4半期分)の局所排気装置定期自主検査法令期限日に誤記が認められたため、日付を訂正するとともに安全管理者へ報告。なお、当該定期自主検査については法令期限を越えていないことを確認。	対象外	